

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸太田町長

市町村名 (市町村コード)	安芸太田町 (343684)	
地域名 (地域内農業集落名)	加計・観音地区 (辻ノ河原、遅越、香草、寺尾、水谷、勝草、川登東、川登西、穴阿、田之原、丁川、東西町、道の口、温井、滝本、土居、上調子、山崎、見入ヶ崎、上原、鮎ヶ平)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢77.8歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。地域内の農地は、基盤整備地と中山間地が入り混じっており耕作条件に差がある。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、既存経営体への農地集積を促進しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備地は守っていくが、住宅地にある小さい農地については荒れていくことが懸念されている。条件の悪いところは保安全管理で精一杯であり、地域全体で協議していくことが重要である。また、兼業農家が多く、農業だけでは生計を維持できない状況であるが自家消費用の水稲作付は維持したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状把握に新たな担い手の確保に努める。多様な担い手への継続的な営農を支援する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件が悪いことが多く機構の活用が難しい場合が多い。優良農地については、中間管理機構を活用し担い手への集積・集約化を勧める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、水路の補修や管理を多面的機能支払や中山間地域直接支払交付金事業を活用しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の育成は困難である。地域と引き続き協議を重ね、農地を維持していけるよう努める必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がないため兼業による農業で作業を行っている。今後は農業支援サービス事業者への作業の委託希望者は増加傾向にあり、検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。